

## 蒲郡市・浦添市友好都市交流事業受入団体選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の友好都市である沖縄県浦添市との友好都市交流事業を実施するにあたり、蒲郡市・浦添市友好都市交流事業受入団体（以下「交流団体」という。）にふさわしい団体を選定するため、蒲郡市・浦添市友好都市交流事業受入団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 交流団体から応募のあった応募申請書等の審査に関すること。
- (2) 交流団体を選定すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 選定委員会は、企画部長、企画政策課長、秘書広報課長及び教育部長をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、企画部長をもって充てる。

- 2 副委員長は、企画政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要と認める者を選定委員会に加えることができる。

### (委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交流団体の選定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。